

第26回(2025年度)島根県障がい者スポーツ大会
「陸上」競技会 開催要項

1. 目的
この大会は、障がいのある人が、競技を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がいへの理解を一層深め、障がい者の社会参加促進に寄与することを目的とする。
2. 主催
島根県 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
3. 共催(予定)
松江市
4. 主管(予定) ※順不同
一般財団法人島根陸上競技協会 松江市陸上競技協会
5. 後援(予定) ※順不同
公益財団法人島根県スポーツ協会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 島根県身体障害者団体連合会 島根県手をつなぐ育成会 島根県知的障害者福祉協会 一般社団法人島根県精神保健福祉会連合会 島根県精神保健福祉士会 一般社団法人日本精神科看護協会島根県支部 島根県特別支援学校長会 松江市教育委員会 公益財団法人松江体育協会 社会福祉法人松江市社会福祉協議会 松江市身障者福祉協会 松江市手をつなぐ育成会 松江市障害者スポーツ協会
6. 協力(予定) ※順不同
島根県パラスポーツ指導者協議会 島根県聴覚障害者情報センター ボランティアの皆様
7. 期日
2025年5月18日(日)
受付 9:00~9:20 開会式 9:25~ 競技開始 10:15~
8. 申し込み期限
2025年4月28日(月)
9. 会場
松江市営陸上競技場(松江市上乃木10-4-1 TEL:0852-21-3500)
10. その他
 - ・上記に定める項目の他は「島根県障がい者スポーツ大会全競技共通開催要項」を適用する。
 - ・競技の実施にあたっては、「第26回(2025年度)島根県障がい者スポーツ大会『陸上』競技会 実施要項」を適用する。
 - ・第24回全国障害者スポーツ大会(わた SHIGA 輝く障スポ)に参加を希望する者は、「第24回全国障害者スポーツ大会(わた SHIGA 輝く障スポ) 個人競技選手募集要項」を参照の上、必要な手続きを行うこと。

本件に関する送付先・問い合わせ先

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会
〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根5階
TEL:0852-20-7770 FAX:0852-32-5982 メール:info_office@spokyo.org

第26回（2025年度）島根県障がい者スポーツ大会
「陸上」競技会 実施要項

1. 競技規則

開催年度の（公財）日本パラスポーツ協会制定「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び同年度の（公財）日本陸上競技連盟制定「日本陸上競技連盟競技規則」、並びに本大会の申し合わせ事項を適用する。

2. 参加区分

(1) 身体障がい者は、障がい区分別、男女別、年齢区分別とする。

(2) 知的障がい者は、男女別、年齢区分別とする。

(3) 精神障がい者は、男女別、年齢区分別とする。

※ 重複障がいの者は、主たる障がい区分で参加する。

3. 参加種目

(1) 1人2種目まで出場できる。（4×100mリレーを除く）

(2) 4×100mリレーは男女混合とする。参加区分は身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分のみとし、年齢区分は設けない。

(3) 走高跳については年齢区分を設けない。

※ 詳細は「陸上競技種目・障がい区分表」を参照すること。なお、定める区分に該当しない競技に参加を希望する場合、オープン参加（記録は公式記録とならず、順位をつけない）を認めるが、その種目を（1）に定める参加種目数に含める。

4. 服 装

(1) 運動に適した服装とする。

(2) ゼッケンは主催者が交付するものを使用し、競技用服装の胸部と背部につける（走高跳の場合は、胸背部のいずれか一方でよい）。

5. 練 習

大会当日の競技場内での練習は禁止する。ウォーミングアップ場所は競技場周辺とするが、競技役員の指示に従って行うこと（投てき競技は危険なので禁止する）。

6. 招 集

(1) 招集場所は、100mスタート付近に設ける。

(2) 招集開始時間 … 競技開始 40 分前

招集完了時間 … 競技開始 20 分前

(3) 選手は、当該種目の招集時間になったら、招集完了 5 分前までに招集場所に集合し係員により点呼を受け、その場で待機する。待機中所用（トイレ等）でその場を離れる場合は必ず係員に連絡すること。

(4) 招集完了時間に遅れた場合は、棄権したものとみなす。

(5) リレー種目に出場するチームは、招集開始予定時刻 60 分前までにオーダー用紙を記入し、本部（競技者係）へ提出する。

7. 入退場

(1) 選手は、競技役員・補助員が競技場内へ誘導する。ただし、介助者が選手に付き添わなければならない場合は、その旨を役員へ申し出ること。

(2) 競技が終了した選手は、競技場出口まで誘導するので、各チームの代表者の責任において、各チーム控え場所まで引率すること。

8. 競技方法

- (1) 全ての競技種目は、各組ごとの決勝とする。
- (2) 走路及び試技順は、プログラム記載の順序とする。
- (3) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟競技規則の定めるところにより、下記のとおりとする。また、裸足はケガの予防上認めない。
 - ・ソールの最大厚さは20mm以内
 - ・スパイクのピンの長さは9mm以下、走高跳、ソフトボール投げ及びジャベリックスローは12mm以下
- (4) 車いすは全国障害者スポーツ大会競技規則に定められたものを使用する。

【競走競技】

- (1) スタートについては次のとおりとする。
 - ① 50mについてはスタンディングスタートのみとし、スターティング・ブロックを使用することはできない。
 - ② 100m・200m・400m（4×100mリレーを含む）においてはスタンディングスタートでもよい。ただし、その場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。
 - ③ スタートライン及びその前方のグラウンドに、手や足が触れてはならない。車いすは身体の一部とし、その接地面がスタートラインや左側のラインに触れてはならない。
 - ④ 400mまでの競走における指示は「オン・ユア・マークス」「セット」の言葉を用いる。
 - ⑤ 400mを超える競走においては「オン・ユア・マークス」の言葉を用いる。
- (2) フライングをした場合は注意とする。
- (3) セパレート・レーンで行う競技種目は、400m（タイム申告含む）までの競走および4×100mリレーとし、800m以上はオープン・レーンとする。
- (4) セパレート・レーンにおいて、内側のレーンに入った場合は最下位とする。ただし、直線においては競技者を妨害しない限り降着・失格としない。
- (5) セパレート・レーンで行う車いすの走路の幅は、1レーン分とする。
- (6) 視覚障がい者で競走競技に出場する競技者は、伴走者をつけることができる。ただし、障がい区分24の50mは音源使用のみとし、次のように行う。
 - ① 8レーン分の幅を使用して行う。
 - ② 1名ずつによるタイムレースとする。
- (7) タイム申告競技は、次のとおり行う。
 - ① あらかじめ申告したタイムにどれだけ近い記録を出せるかを競う。
 - ② 計測方法は下記のとおりとする。
 - a. 自己申告（±10分の1）したタイムに最も近い者から上位とする。
 - b. 競技計時は100分の1（同タイムの際の着順決定のため）とする。
- (8) 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
- (9) 車いすで100m以上の競走競技に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。
- (10) 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。

【スラローム競技】

- (1) スラロームは次のとおりとする。
 - ① 旗門の幅は1.27m～1.3m、距離は30mとする。
 - ② 競技は原則として2人の競走とし、所要時間によって順位を決定する。

※ 走路は2および6レーン、または3および7レーンを使用する。

③ 旗門の構造は次のとおりとする。

- a. 材料は樹脂または適当なもので、転倒させるために最上部に200g以上の力が必要な円筒
- b. 製造誤差3mm以内
- c. 前進用は白色、後進用は赤色

④ 白色の旗門は前進、赤色の旗門は後進によって通過しなければならない。

⑤ スタートラインより6m地点の前進周回旗門と18m地点の後進周回旗門の通過方法は、次のとおりとする。

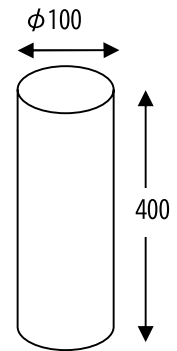
- ・1本目の旗門を右回り（左回り）で1周した後、2本目の旗門を左回り（右回り）で1周し通過すること。

⑥ 旗門を倒した場合は、1本につき所要時間に5秒を加算する。ただし、倒した旗門に再び触れた場合は違反としない。

⑦ 通過の方法を間違えたままフィニッシュした場合は失格とする。ただし、フィニッシュラインに到達するまでならばやり直すことができる。その場合の反則や所要時間は全ての所要時間に含まれる。

⑧ スタートとフィニッシュは競走競技と同様に扱う。

⑨ 計時は手動とする。



【跳躍競技】

(1) 走高跳を除き、各競技者は3回までの試技ができることとし、練習は2回とする。

(2) 視覚部門の走高跳は、助走してもしなくてもよいが、片足で踏み切らなければならない。

(3) 立幅跳の踏み切りは、両足同時に踏み切るものとする。

(4) 踏切線と砂場の距離は次のとおりとし、走幅跳の競技者は申し込み時にどちらの踏切線を使うかを申し出なければならない。ただし、視覚部門の走幅跳は1mのみとする。

① 立幅跳 0.3m

② 走幅跳 1m、2m

(5) 視覚部門の区分25に属する者の走幅跳は、踏切線を示す明確な標識を用意しなければならない。

(6) 視覚部門の走幅跳のみ、助走方向や踏切地点を知らせるために声や音響による援助は認められる。

(7) 視覚障がい者・知的障がい者・精神障がい者の走幅跳において、踏切板は設けるが、記録は踏切位置からの実測とする。

(8) 走高跳のバーの高さは100cmから始め、2cmずつ上げる。

【投てき競技】

(1) 各競技者は3回までの試技ができることとし、練習は2回とする。なお車いす使用者については、原則として3回連続で投げるものとする。車いす使用者以外の投てきにおいても、運営上3回連続した方がよいと判断した場合には連投しても差し支えない。

(2) ビーンバッグ投は、次のとおり行う。

① 使用するビーンバッグの構造は次のとおりとする。

- a. 材料：12cm×12cmの布などの袋に、よく乾燥した大豆等を入れたもの
- b. 重量：150g
- c. 製造誤差：10%以内

- ② 原則として円盤投のサークルを使用し、有効試技は90度の角度をなすラインの内側に落下したものとする。
- ③ ビーンバッグを足に乗せてけり出すことなども含め、投げ方は自由である。
- (3) ソフトボール投は、やり投の規則に準じて行うが投げ方は自由である。
 ※使用球は以下のとおりとする。
 ・12歳以下は（公財）ソフトボール協会検定球1号ボール（ゴム球）
 ・13歳以上は // 3号ボール（ゴム球）
- (4) ジャベリックスローは、やり投の規則に準じ、握りの部分を握り、肩または投げる方の腕の上で投げ、振り回したりしてはならないものとする。
- (5) 砲丸の重量は、次の通りとする（単位：kg）

			男子		女子	
			39歳以下	40歳以上	39歳以下	39歳以上
	区分番号	障害区分				
肢体不自由	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	4	2.721		
	4	片下腿切断または、片下肢不完全				
	5	片大腿切断または、片下肢完全				
	6	両下腿切断				
	7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全				
	8	両大腿切断または、両下肢完全				
	9	体幹				
	12	第8頸髄まで残存	2.721			
	13	下肢麻痺で座位バランスなし	4	2.721		
	14	下肢麻痺で座位バランスあり				
	15	その他の車いす				
	19	上肢で車いす使用	2.721			
	20	その他走不能				
21	上肢に不随意運動を伴う走可能					
22	その他走可能					
視覚障がい	24	視力0から0.01まで				
	25	その他の視覚障がい				
聴覚障がい、平行機能障がい、音声言語・そしゃく機能障がい	26	聴覚障がい	4	2.721		

- (6) キックボールは、次のとおり行う。（出場可能区分…知的障がい者、精神障がい者）
- ① 原則として、キックしたボールが一度空中に上がり、落下した地点の距離を測定する。
- ② 助走距離は3m以内とする。（助走しなくてもよい。）
- ③ ボールを蹴った後、ラインを踏んだり越えたりしてもファールとはならない。
- ④ 使用球は、ドッジボール（ゴム製ミカサ2号球）とする。
- (7) 視覚障がい者は、投てき方向を知らせるために試技に入る前に限り声や音響による援助は認められる。

陸上競技種目 障がい区分表

◎男女別・年齢区分別

△男女混合・年齢区分なし

▲男女別・年齢区分なし

		区分番号	障がい区分	個人競技																		4×100mリレー			
				競走										跳躍			投てき								
				50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	500mタイム申告	1000mタイム申告	2000mタイム申告	4000mタイム申告	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーンバツグ投		キックボール		
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎				
			2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断、両上肢不完全	◎	◎				◎		◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎							
			3	両上腕切断または、両上肢完全	◎	◎						◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎							
		下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎			
			6	両下腿切断	◎	◎							◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎		
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎								◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎		
			8	両大腿切断または、両下肢完全									◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎		
		体幹	9	体幹	◎	◎								◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		
	2		車 脳 原 性 麻 痺 ・ 使 用 で	10	第6頸髄まで残存	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎								◎	
		11		第7頸髄まで残存		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎										◎	
		12		第8頸髄まで残存			◎			◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	◎			
		13		下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			
		14		下肢麻痺で座位バランスあり						◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			
		15		その他の車いす		◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			
	3	(脳性麻痺、脳原性麻痺、脳血管性麻痺、脳外傷等)	16	四肢麻痺で車いす使用	◎							◎	◎	◎	◎	◎								◎	
			17	けって移動	◎							◎	◎	◎	◎	◎								◎	
			18	片上下肢または、方上肢で車いす使用	◎								◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎		
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎			
			20	その他走不能										◎	◎	◎	◎				◎	◎	◎		
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			22	その他走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	4	23	電動車いす常用								◎	◎	◎	◎	◎								◎		
視覚障がい	24	視力0から0.01まで	◎	◎	◎			◎	◎			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎				
	25	その他の視覚障がい	◎	◎	◎			◎	◎			◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎	◎	◎	◎				
聴覚・平衡機能障がい、音声言語・そしゃく機能障がい	26	聴覚障がい	◎	◎	◎			◎	◎			◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎	◎	◎	◎				
知的障がい	27	知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎		◎	◎		◎		
内部障がい	28	ぼうこう又は直腸機能障がい	◎					◎				◎					◎	◎		◎	◎				
精神障がい	29	精神障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎		◎		

※4×100mリレーは男女混合とする。

※50mで使用する車いすは日常生活用とする。

※ は全国障害者スポーツ大会種目には含まれない。

※表中の「障がい区分」欄については、54ページの「障がい区分の解説」を参照すること。

〈参考資料〉 障がい区分の解説

■肢体不自由1

			障がい区分名	解説
切断または機能障がい	立位	上肢	手部	片側及び両側の手部切断
			片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
			片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
			両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
			両上腕	両上腕の切断者
		片前腕及び片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者	
		機能障がい	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節の全てに機能障がいがある者
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節の全てに機能障がいがある者
	下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
			片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
			両下腿	両側の下腿の切断者
			両大腿	両側の大腿の切断者
			片下腿及び片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
		機能障がい	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障がいがある者
			片下肢完全	片側の股・膝・足関節の全てに機能障がいがある者
			両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一又は二関節に機能障がいがあり、両側にそれぞれある者
			両下肢完全	両側の股・膝・足関節の全てに機能障がいがある者
上下肢	切断	片上肢及び片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者	
		多肢切断	三肢以上の切断者	
	機能障がい	片上肢不完全及び片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者	
		片上肢完全及び片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者	
		両上肢不完全及び両下肢不完全	両上肢不完全及び両下肢不完全の者	
体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎力リエス等による体幹の障がい該当する）【注1】		

【注1】四肢の機能障がいを伴う場合は体幹の機能障がいがあってもこの区分には該当しない。

■肢体不自由2

			障がい区分名	解説
脊髄損傷等	陸上・ボッチャ	脳原性麻痺以外で車いす常用又は使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
			下肢麻痺で座位バランスあり	
			その他の車いす（陸上）	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）
			多肢切断（ボッチャ）	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
	水泳	脊髄損傷等（脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。）	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
下肢麻痺で座位バランスあり			座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】	

【注2】「座位バランス」の判定は、「ハそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。

【注3】（水泳）下肢の切断や欠損等による車いす使用者は「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。

■肢体不自由3

			障がい区分名	解説	
脳原性麻痺（脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上・ポッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上）	四肢に著しい可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			四肢麻痺で車いす常用、または使用（ポッチャ）	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者	
			けて移動	両上肢の障がいがあるため、両下肢又は片下肢で車いすを駆動させる者	
			片上下肢又は片下肢で車いす使用	片側の上下肢又は片側の上下肢で車いすを操作する者	
		立位	上肢で車いす使用（陸上）	上肢による車いす使用者【注4】	
			その他走不能（陸上）	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
			その他走不能（ポッチャ）	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者	
			上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上）	目的動作に障がいのある上肢協調運動障がいがあるが、杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者	
	水泳		その他走可能（陸上）	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いずに走ることが可能な者全てがこの区分に該当する。	
			四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者で上肢駆動による車いす使用者	
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがあり、走ることが不可能な者	
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障がいがある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）	
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度な者で、走ることが不可能な者	
			片側障がい片上肢機能全廃	片側障がい片上肢機能全廃で患側上肢のストローク動作も走ることが不可能な者	
			その他の片側障がい走不能	片側障がい片上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
	卓球	立位	その他走可能	上肢の協調運動障がいがあるが軽度で走ることが可能な者や、片側障がい片上肢でも走ることが可能な者等、上記区分に該当しない者	
			車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をする全ての脳原性麻痺者
			杖又は松葉杖使用	杖又は松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
				上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障がいがある等の上肢の協調運動障がいがある者
				上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障がいがない立位者
片側障がい	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障がいがあるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者				

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

■肢体不自由4

障がい区分名	解説
電動車いす常用（陸上）	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
電動車いす常用（ポッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹機能障がいのある者で、浮具を使用する者

■視覚障がい

障がい区分名	解説
視力0から0.01	・視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。
その他の視覚障がい	・矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障がいの有無に関わらず、その他の視覚障がいへ区分される。

■内部障がい

障がい区分名	解説
ぼうこう又は直腸機能障がい	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障がいは含まない。